

国際商事研究学会・国際取引法学会（国際契約法制部会）・
早稲田大学紛争交渉研究所シンポジウム（令和3年12月12日）

独占禁止法分野における域外適用

九州大学法学部准教授（経済法）
平山法律事務所 代表弁護士
平山 賢太郎
kentaro@hirayamalaw.com



平山 賢太郎

九州大学 法学研究院 准教授
平山法律事務所 代表弁護士



- 専門分野 - 独占禁止法（競争法）
 - Key word - 「公正な競争」
- 公正取引委員会 審査専門官（2007年～2010年）
- 公正取引委員会 競争政策研究センター客員研究員（2018年～）
- 経済産業省 標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会 委員（2021年）



日本独禁法の「域外適用」

- 日本企業に対する日本独禁法の適用
 - 日本企業の外国における行為への法適用
- 外国企業に対する日本独禁法の適用
 - 外国企業の外国における行為への法適用
 - 外国企業の日本における行為への法適用
- 「効果主義」
 - 外国で行われた行為であっても、日本国内に効果が生じれば、日本独禁法が適用される

2



産業の盛衰と「域外適用」

- 日本企業に対する外国独禁法の「域外適用」
 - 感熱紙カルテル事件（米国・1990年代）
 - 日本政府意見書 – “米国領域外において外国人が行った行為について米国の反トラスト法の刑事罰規定を域外適用するという司法省の主張は国際法上許容されない”
- 外国企業に対する日本独禁法の「域外適用」
 - マイクロソフト事件・インテル事件（2000年代）
 - ブラウン管国際カルテル（2000年代）
 - 韓・台・日などの企業に対する行政処分
 - GAFAR規制をめぐる議論（2010～2020年代）

3



外国企業に対する行政処分の実効性

- 命令書送達の方法（外国企業が日本に実質的拠点を有しない場合）
 - 外国会社の登記をみる（?）
 - 日本国内代理人（弁護士）への命令書送達
 - 公示送達
- 公示送達をすれば、課徴金は納付されるのか
 - 自発的な納付
 - 納付されない場合 - 滞納処分
 - 国内の資産
 - 輸入商品（税関）

4



当局間礼譲と当局間論争

- 生じ得る問題
 1. 国際的“二重処罰”（的）状況
 2. 自国企業摘発に対する抗議
- ① 国際的“二重処罰”（的）状況
 - 対処する場合に考えられる手法
 - 各国当局による各国法の謙抑的な解釈適用
 - 各国当局による協議・調整
 - 裁判所による調整（?）

5



当局間礼讓と当局間論争

- 最高裁判決〔ブラウン管国際カルテル事件〕
 - **日本・韓国**等のテレビ用ブラウン管メーカーが、“**日本**のテレビメーカーの**外国**子会社”向けブラウン管価格を、**外国**で合意した事案
 - 以下の事情によれば日本の自由競争経済秩序が侵害されたので、日本独禁法が適用される
 - **日本**のテレビメーカーがテレビ製造販売を統括し、**外国**子会社に製造を指示し、子会社が製造するテレビを購入して販売していた
 - **日本**のテレビメーカーが、ブラウン管購入価格交渉を自ら行い、**外国**子会社をして購入させた
- 6 ■ 批判 – ブラウン管は**外国**子会社へ提供されている



当局間礼讓と当局間論争

- 調査官解説
 - 「多重賦課の抽象的な可能性を理由として、常に国内での引渡し分に限定する法解釈を採るべきものとはいい難い」
 - 「一つのカルテルについて複数の競争法が立法管轄権を有する事態は不可避免的に生じ得る…苛烈な重複執行が行われないよう、国際礼讓…等の観点から配慮がされることが期待される」
 - 「多重賦課により比例原則に反する可能性がある場合等にはそれを考慮した上で、(消極礼讓の一環として)取引分野の画定を行うことは許されよう」



当局間礼譲と当局間論争

② 自国企業摘発に対する当該国からの抗議

⇔ 独占禁止法理論をめぐる意見の不一致

【例】優越的地位濫用

- 米国での議論 - 米国に優越的地位濫用規制はない
- 日本公取委 - 日本特殊の規制としてアピール
⇒ 米国企業に対する規制を躊躇する傾向を生む
- 欧州における（搾取型）支配的地位濫用規制
 - ドイツ当局によるFacebook摘発（2019年）
⇒ 米国における議論へも影響を与えている
- 日本公取委の変化
 - DPF対消費者優越的地位濫用ガイドライン
 - クアルコム事件審判審決

8



御清聴ありがとうございました。

